

Ⅲ 民営化で目的を達成できると判断した事務事業

整理 No.	課名	事業 CD	事務事業名	区分	③民営化できるか	調整委員会判断	
					理由	区分	理由
1	子育て支援課	3167	保育園運営事業	自治 事務	市町村は、保育に欠ける児童で保護者から申し込みがあった場合は、保育所において保育しなければならないと児童福祉法第24条に規定されていることから、入園決定について民間事業者に移行することは困難であるが、保育園の運営部分(保育園職員の人事や施設の維持管理等)を民間事業者等に移行することは可能である。	可能性 はある	民営化の可能性はあるが、3か年にわたり保育園3園の民営化が推進され、民営化については一段落したところである。